広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

## 広島県条例第六号

## 広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。 に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

	準法(法第六条の三第一項構造計算適合建築基)(略)(略)	事務の区分手数	別表(第二条関係)	改正後
おいては、場合には、場合には、場合には、場合には、場合には、場合においては、場合においては、場合においては、場合においては、場合においては、場合においては、場合においては、場合においては、場合においては、場合においては、場合においては、場合においては、場合においては、場合においては、場合においては、場合においては、場合においては、場合においては、場合にという。象には、場合に必要とする。。	構造計算適合性	額		
田和二 又は第十八条第四 日本 に は 第十八条第四 に が の で に が の が に で に が の が い で に が の が い で に が の が い で に が の が い で に が の が い で に が で に が で に が で に が で に が で に が で に が で に が で に が で に が で に が で が が が が	(法第六条の三第一項基)	事務	別表(第二条関係)	改
性 判 定 手 数 料	構造計算適合	手数料の名称		正前
おまた (の判構) 建適合 (の判構) というないに、大きな必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必		金		

一八八〇〇世次の一二、八〇〇世次の一二、八〇〇世次の一二、八〇〇世次の一二、八〇〇世次の一二、十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	○○○平方メートレン型で を選挙物の床面	二 構造計算適	こと こ	定プログラムいて「大臣認	下この項におログラム(以	定を受けたプークを通大臣の認	規定する国土は第三号イに	項第二号イ又第二十条第一	500円(法	もの「二つれ、	○○○平方メー で合計が一	建築物の床面	合性判定対象 一 構造計算適	額を合算した額	核区分に定める	ら五までに掲げ	河じ。~ フーハ 五までにおいて	をいう。一から建築物の床面積	定が必要となる	告計算適合生判の変更に伴い構	ては、当該計画する場合により	の計画の変更を	を受けた建築物た通知書の交付	の結果を記載し	計算箇分生判定に規定する構造	第十八条第七項	四頁音シンは大法第六条の三第	る確認済証又は第三項に規定す		の二第一項若し四項を指する。	回夏、芸寛六条第	を加えるものと	連築物の末面責   面積に当該既存	の対象となる床計算適合性判定
	ートレション ・ ○ ○ ○ 平方メートルション ・ 本語を対して対象	二 構造計算適 ついては、 一ついては、 一ついは、 一つい	によるものに	定プログラムいて「大臣認	下この項におログラム(以	定を受けたプ 交通大臣の認	規定する国土は第三号イに	項第二号イ又第二十条第一	(500円 (法	もの「八七、	○○○平方メ 一種の合計が一	建築物の床面	合性判定対象 一 構造計算適	額を合算した額	核区分に定じ当	ら五までに掲げ	五までにおいて	をいう。一から建築物の床面積	定が必要となる	告計算適合生判の変更に伴い構	ては、当該計画する場合により	の計画の変更を	を受けた建築物た通知書の交付	の結果を記載し	計算適合生判定に規定する構造	第十八条第七項	四頁寺シンは法第六条の三第	る確認済証又は第三項に規定す	くは法第十八条	の二第一項若し	回覧、お覧べる	を加えるものと	車築勿り末旬責   面積に当該既存	の対象となる床計算適合性判定

の規定による建築物 昭和二十五年政令第 三百三十八号。以下 三百三十八号。以下 三百三十八号。以下 三十七条の十二第六項 以下 日本 (1) はいう。)第百三十八号。以下 (1) はいう。)第百三十八号。以下 (1) はいう。	申請に対する審査 申請に対する審査 場合における許可の 場合における許可の 場合における許可の 場合における許可の 場合における許可の 場合における許可の 場合における許可の 場合における許可の 場合における許可の 場合における許可の 場合における許可の	(略)	
申請係の緩和認定 手数料 定 関地をの 関地	(略)	(略)	
二七、〇〇〇円	( <u>略</u>	(略)	五
	申請に対する審査 申請に対する審査 場合における許可の 場合における許可の 場合における許可の 場合における許可の 場合における許可の 場合における許可の 場合における許可の 場合における許可の 場合における 場合における の規定による建 として使用する	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	五 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

う」てにこ(促力職 。。と「おの以進開業 」い法い項下法発能	) 就長上	と「おの以六百法十昭防染家 い法い項下号六律六和法病音 う」てにこ。十第年二(予伝
(略) (略) (略) (略)	(略)	の敷地と道路との関 原による家畜の検査 「大第五条第一項の規定によける。 一五十一条第一項の規定によける審査 に対する審査 を定による家畜の検定 をであっては、監視 のものに限
技技 試能 験検 手 の 料実	(略)	料 家 畜 検 査 車 請 手 数 初 と 申 請 手 数 が 後 る き 数 り の そ り そ り そ り そ り も り そ り そ り そ り そ り そ り
に (略) に が で で で で で で で で で で で で で で で で で で		TTT
う」でにこ(促力 。。 。。 。。 。。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	) ( )	と「おの以六百法十昭防染家 い法い項下号六律六和法 う。 う。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
定の規定で第二人 の規定で第二人 の規定で第二人 実技 試験の 実技 試験の 実施 検 の 実施		は、 ・ 定による家畜の検 ・ 定による家畜の検 ・ 定による家畜の検 ・ 一 五十一条第一項 ・ 一 規定による家畜の検 ・ 一 大等五条第一項 ・ では、 ・ でいる。 ・ でい
技技 試能 験検 手 の 料実	(略)	料家畜検査手数
にてくなりである。 に在校を使い、中等教の技能では、一年には、一年には、一年には、一年には、一年には、一年には、一年には、一年に	(略)	T四   (略)   (和)

別び出ある一険お受てな歳おのがを円一合は能」もの表面百六法及び出るる一段お受けてもの造婦機同びでを除るという者に関連して、いるでは、1000年後に関連して、1000年後には、1000年を1
別び出ある一険お受てな歳おのがを円一合よ能)も資険雇用十のるもの表百六法及びる一号法昭雇請技でレニーる対技で、場検の造婦機同びを以るてず他表難入り、被項法には、いには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
ーあと定三)も資者用五(者っ在第十年(び出ある一号法昭雇請技でし二一るす技一場検の造婦機同びを以るてず他 ○ っさを綴がの格で保護以でて留一九畝昭難入り被項)律利用日試あて刊日年ろ試○今定職の人械じ四除下者知るこ
一あと定三)も資者用五(者っ在第十年(び出ある一号
`にう検は」うい留険雇刊のるもの表自内法及「です第六日(TT)を発達て月す施実「る能か製は、て及)。めし準

合にあってでは場け、 一にあってでは、 一にあってでは、 一にあってでは、 一にあってでは、 一の一のでは、 一の一のでは、 一の一のでは、 一の一のでは、 一の一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 一のでは、 でのでは、 はのでは、 には、 ののでは、 はい、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には	日は場け技も資者用三○つすを級な在被満(三け技れ気ト機レカ和と定等を級いな在保の二十もするをのの最上ででは場合は能の格で保護を受ける場合では、三は大きをののでは場合では、一十二章では大きをののでは場合では、一十二章では大きをののでは場合では、一十二章を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を
四 特級以外の 管経の方法能文 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	○ てる受の二でり被満の一手を接続した。 と定を級 特級 には場合には場合には、 三、 5 を でのでは、 5 を を を を を を を を を を を を を を を を を を

□ はも資者用三○○□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	では技以に生生う検え、一に、者あ険末円ははも質関層 用土しい技技れる生きを検えを変し、一とを変し、機能がときを受け、機能がよっては機能の機の自身のではは、ののつなな保険を用し、このでは、一般を定し、一般を定し、一般を定し、一般を定し、一般を定し、一ののつなな保険を用し、一の場合では、一般の一に、このでは、一般の一に、一、一般の一に、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、				
五一要店羅宣校よ館 三、西格·尼·展園(古河園開閉)日八要店・伊·萨·安·安·福· 〇 てい 菌酸 雇 刊刊 副刊 刊	五一要あ菴皇校よ館 三、あ春や保顧○日内製局○日内製造・学校よ館 ○ でい 曹隆龍 日内制制の開発   一要あず 学校よ館 氏容よ能の 春や保園   日本書館   日	せ	おり在留室を受け、	五 二 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	一三、七〇 一三、七〇 一三、七〇 一三、七〇
		<ul><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○円</li><li>一、一○○回</li><li>一、一○○回</li><li>一、一○○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一○回</li><li>一、一</li></ul>	春で保蔵されば闇闇の白八菱でず浮稜よ稚 ○でん	が 歯 険 雇 刊 利 制 刊 付 陶 判 日 一 受 の ず げ 枝 よ 能	経 の格 で保 蔵

い頂下号九注十一スピの田動築陪宣			いけい頃下号川注土 るに酒の白	庙	
い項下号九法十(るにの円動等障高 てにこ。十律八平法関促滑等の害齢 「おの以一第年成律す進化の移者者			) い法い項下号八法十(るに源の自 うと、おの以七第年成律す等資車	角済	
法第十七条第四項( 法第十八条第二項に おいて準用する場合 な合む。)の規定に よる特定建築物の建 料度の適合の審査に 保る申出の受付			(略)	(略)	
査保 の 持建 特 手規 集 年 集 年 集 準 海 産 本 資 番 関 画 番 関 画 維 の で で の 計 で を を の が で る で の 計 で る で の で で の で で で の で で の で で の で の で を も で の で で の で の で で で の で で の で の で で の で で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の で 。 で の で 。 で 。 で 。 で 。 で 。 で 。 で 。 で 。 で 。 で 。 で 。 で 。 で 。 で 。 で 。 。 で と る で 。 で こ で こ で こ で こ で 。 で と で こ で で 。 で こ で 。 で こ で 。 で 。 で 。 で 。 で 。 で 。 。			(i 略)	(略)	
変更 (以下このでは、 の の は			(略)	(略)	円) 高い では では できる
い項下号九法十、るにの円動等障高 てにこ。十律八平法関促滑等の害齢 ニおの以一第年成律す進化の移者者	とにまれる	3の以三第年成律すをの険健 項下号八法十(る改一法康 にこ。十律八平法正部等保	) い法い項下号八法十(るに源の自 う。と「おの以七第年成律す等資 車	使用済	
法第十七条第四項( 法第十八条第二項に を含む。)の規定に を含む。)の規定に を含む。)の規定に とる特定建築物の建 発達の適合の審査に 係る申出の受付	の申請に対する審査を開いている。日本の申請に対する審査を開いている。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別できません。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別できません。日本の申請に対する審査を表別である。日本の申請に対する審査を表別できません。日本の申請に対する審査を表別できません。日本の申請に対する審査を表別できません。日本の申請に対する事産を表別できません。日本の申請に対する事産を表別できません。日本の申請に対する事産を表別できません。日本の申請に対する事産を表別できまません。日本の申請に対する事産を表別できません。日本の申請に対する事産を表別できません。日本の申請に対する事産を表別できません。日本の申請に対する事産を表別できません。日本の申請に対する事産を表別できません。日本の申請に対する事産を表別できません。日本の申請に対する事産を表別できません。日本の申請に対する事産を表別できません。日本の申請に対する。日本の申請には、日本のものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	法附則第百三十条の 関係法(以下前の規定による改正前の介護 保険法(以下前の介護 による改正前の介護 による改正前の介護 による改正前の介護 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	略)	(略)	
査保 伊建 特	定変更手数料 指定介護療養	定 更新 手 数 料 指 定 介 護 療 一 般 設 料 計 数 料 者 人 利 者 人 利 者 人 者 人 者 人 者 人 者 人 者 人 者 人	(格	(略)	
変更 (以下こので) と	一 五 〇 〇 円	一 五、 〇〇〇 円	略	(略)	満の雇用保険 を変れるの でないもの でないもの 円) 三、

| Table | Ta

対象建築物」と 計算適合性判定 において「構造 た額 2 1 の床面積の 対象建築物 対象建築物 1 構造計算 適合性判定 の床面積の 合計が一、 合計が一、 合計が一、 合計が一、 合計が一、 プロートル以 略 計算適合性判定において「構造 対象建築物」 2 略)

つよるものに 大〇〇八五もの 大〇〇八五もの 大乙ものの 大八五もの 大乙ものの 大乙ものの 大乙ものの 大乙ものの 大乙ものの 大乙ものの 大乙ものの 大乙ものの。	5 0四 なるものとに 対象を構作用) 1 では、に を事業に 変を定	4 内メ ○ 超メ ○ 合計 面 構 の   ○ 本 本 本 会計 が の   ○ 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	○ 三十、 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	内 メ 〇 超 メ 〇 合計 面 合計 面 積 の	3   二   二   二   二   二   二   七   七   七   七   七   七   七   七	合計が一、 のもの リトル以内 トル以内 トル以内
	5 t 滋	<b>カノ</b> 〇 切 ノ 〇 仝 の 牡 卒 <sup>4</sup>		内4○叔4○今のも	*	
ついてよるものに エグランに 大臣認定プ 五七七、 五七七、 の○○円( 五七七、の 五七七、の 五七七、の 本であるものに では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	対適 構造計算 (〇〇円) (○〇円) (○〇円) (○〇円) (○〇円) (○○八) (○	4 ・	□□ 大臣認定プログラムに □ 大臣認定プログラムに □ 一一 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	NO	「週合性判算 構造計算 構造計算	のもの ーー、 のもの ・・ルルを ・・ルルを ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	)い法い項下号八法二(るにのの良長 う」てにこ。十律十平法関促普住期 。と「おの以七第年成律す進及宅優
	(略)
	手規建建長 数定選集 料 適合 審判 一番 一番 一番 で の で の で の で の で の で の で の で の の の の
9までに掲げる 区分に応じ当該 区分に応じ当該 を伝えないい者を単準を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を必要を	)に1 面加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加
	)い法い項下号八法二(るにのの良長 う。と、おの以上第年成律す進及字優
	(略)
	手規建建長 数定築築期 料適適等等し 合審関自住 査係の宅
9までに掲げる な分に応じ当該 を伝えないによりの では、建築を必り、 を伝えれる。 では、建築を必り、 では、建築をいっ。 では、建築をいる。 とする判構、とする判に定める。 では、建築をいる。 とする判構、とする。 とする、とする、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と	

和別の建築物と をする。以下ことする。以下ことする。以下ことする。以下ことする。以下にとする建築物理定対象建築物では、以下に、という。)一のではおいて、以下に、という。)という。)という。)という。 えた額 略 えた額 略)

超メ〇合の対適 〇四つよロ大〇 内メ〇超メ〇合の対適 〇三つよロ大〇 内メ〇超メ〇合の対適 〇二つよロ大〇 の   〇超メ〇合の対適 2
5 超メ○合の対適 6 一一のよって大○一のメ○超メ○合の対適 7 一一のよって大○一の対適 7 一一のようでは、いてもられているが、正にで、一のようでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ

。と「おの以十律四成律す進化低都 )い法い項下四第年二(るにの炭市 う」てにこ 号、八法十平法関促素の	
の通り の通り の通り の通り の通り の通り の通り の通り	
手規建新低 数定築築炭 料適基等素 合準計建 音関画 変 査係の物	(X-1-)
算規条建ににでで一て可義係該合用の該合積建の変だ又存確認の選挙、ですって下用模修築計(において上土、 で、	
。と「おの以十律四成律す進化低都 )い法い項下四第年二(るにの炭市 う」てにこ号八法十平法関促素の	
申 ( 本) ( 本	(X)
手規建新 低 数定築築炭 料 適 基 等 建 合 音 準 計 建 音 報 動 音 係 の 物	( 247)
算規条建ににで一て一寸積係該合用の該合積建の変だ又存確の 適定の実施で、1 同9るのでは、2 は成立には、2 は成立には、2 は成立には、2 は成立には、2 は成立に、2 は、2 は、2 は、2 は、2 は、2 は、2 は、2 は、2 は、2 は	五〇〇二、〇〇〇二、〇〇〇二、〇〇〇二、〇〇〇二、〇〇〇二、〇〇〇二、〇〇〇二

																																		_
1 1 適合性判定 適合性判定 の床面積の の床面積の で下面積の で下面積の	に ・ ・ ・ に ・ に を がる 額を 合算し に (略) ・ (略)	掲げる玄分に応から二5までに同じ。)の二1		物の床面積とす必要となる建築	算箇合生削官が更に伴い構造計で変	は 有変 大河 かご こ 写 の 規定 に よ	法第五十五条第	えるものとし、物の床面積を加	まで ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま まままま まままま	適合性判定の対してに構造計算	とする場合にお	合性判定を必要んで構造計算適	部又は一部を含	既存建築物の全   床面積の合計(	)一棟ごとに、	合性判定対象建	て「構造計算適   下この項におい	築物とする。以	を必要とする建計算適合性判定	築物として構造	それぞれ別の建   場合においては	みで接している	「五に応力を伝え	ントその他の相	ンションジョイ部分がエキスパ	築物の二以上の	建築物とし、建	造計算適合性判	は当該部分を構	制定を必要とす	構造計算適合性建築物の一部が	とする建築物(いう。)を必要	一道合性判定」と	以下この項にお
																																		_
	キャット ・	掲げる玄分に応から二5までに同じ。) の二1	5までにおいて	物必質	草歯合生判定が更に伴い構造計更に伴い構造計	は角咳汁河のご こ項の規定によ	法第五十五条第	え物り	こ当該既存建築象となる床面積	適合性判定の対してに構造計算	ر ځ ۱	合性判定を必要したで構造計算適	部又は一部を含	既存建築物の全床面積の合計(	) 一棟ごとに、	合性判定対象建	て下	築物とする。以	を必要とする建計算適合性判定	築	そ場	みた	正正	· · · ·	ン前	条	建筑	きたなまたな造計算適合性判	はる	判定を必要とす	構造計算適合性	とする建築物いう。)を必	いっこう   いっこっこう   いっこっこう   いっこう   いっこっこっこっこう   いっこう   いっこっこっこっこう   いっこっこう   いっこっこっこっこう   いっこっこっこっこっこう   いっこっこっこっこ	以下

4 今の 対象 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	3 内メ○超メ○合の対適 構○□にてあるララに でのト○平二、前のに でのようでは、 でのようでは、 でのに ののに ののに ののに ののに ののに ののに ののに	② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	プ「項(プ定通す号イー第建○○ 内メートののものでででででは第二十条連門 ( ) ラス定てのムた認交定三号第法( ) カスにの人たいができない。
4 ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	3 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	2 (はのに) の   ○超メ   ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	」プ「項(プ定通す号イイス第二十分では 一項(以下グラインでで 一人七、 一人七、 一人七、 一人七、 一人七、 一人七、 一人七、 一人七、 一人七、 一人七、 一人七、 一人七、 一人七、 一人七、 一人七、 一人七、 一人七、 一人七、 一人一、 一人、 一人、 一人、 一人、 一人、 一人、 一

○い法い項下号五法十平法関上能消ルの類がでいる。 うってにこ。十律七成律す等の費ギエ第 。と「おの以三第年二(るに向性 川木物	<b>建</b> 築勿	
(法第三十五条第二項 (法第三十五条第二項 (法第三十五条第二項 (法第三十五条第二項 (法第三十五条第二項 (法第三十五条第二項 (法第三十五条第二項 (法第三十五条第二項 (法第三十五条第二項 (法第三十五条第二項 (法第三十五条第二項	(格)	(各)
数定築には建築には、大田の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の	(路)	(格)
だ建築 を受きない という では 大大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	(格)	を格) 「格)」 「内のしては、には、このでは、には、このでは、では、このでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
)と「おの以十律七成律」」」と「おの以十律七成律」」上能消ルの通い法い項下三第年二(るにの費ギエ領 う」てにこ号五法十平法関向性 11 ネギ	<b>建</b> 築勿	
(法第三十五条第二 場官において準用で 地でによる建築、 による建築、 を含む。)の選案基準 の適合の審査に の受付 を言いの選案を の要で の要で の要で の要で の要で の要で ののので ので のので の	(路)	(格)
数定築向 主建 料 適合 選基計 資 審 で で で で で で で で で で で で で	(略)	( <u>k</u>
だ建築 ならう。	(路)	(格) コース は、ににに、

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□ 項の規定による場合に対いて  □ 項の規定による場合に対いて  □ 国の規定による場合に対いて  □ 国		<u> </u>
3 ○二つより、 の 1 ○超メ ○合の対適 2 ○はのの、 でを通す号マイの・ 内メ ○合の対適 (を複多当な 5 )のはののは、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での			
		3   二   一 ためじ掲か同5る物必算更に	三項の規定によ

	1 1	
建築物のエネルギー 関する法律施行規則 (平成二十八年国土	(略)	
略	(略)	
<u>略</u>	(略)	□ 五つよロ大○ 一超メ○合の対適 「四つよロ大○ 四のよりでは、ににプ( 「内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
当している旨の証明 建築物のエネルギー 建築物のエネルギー 連省令第五号。以下 この項において「省 一条の規定による第十 一条の規定による第十 一条の規定による第十 において読み替えて において読み替えて がの軽微な変更に該 がいる旨の証明	(略)	
( <del>É</del> )	(略)	
<u>略</u>	(略)	□ 五つよった ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

(略)	証明書の交付	
(略)		
(略)		
(略)	書の交付	
(略) (略)	書の交付	
) (	書の交付	

第二条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

				う。 っ。 っ。 っ。 っ。 っ。 っ。 いはい項下法 はは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	티 훈
(略)	設備士試験の実施現の規定による消防法第十七条の八第三	(略)	関する講習の実施の現定による危険物の規定による危険物法第十三条の二十三	(第二条関係) 事務の区分 事務の区分 (略)	(等二条
(略)	験手数料 出試	(略)	数料 業保安講習手 手	手数料の名称   手数料の名称	正後
(略)	一 甲種消防設 一 甲種消防設 一 工種消防設 一 工種消防設 一 工種消防設	(略)	五、三〇〇円	金 (略) (略) 一 甲種危険物 二 乙種危険物 二 乙種危険物 五、三○○円 五、三○○円 五、三○○円 五、三○○円 五、三○○円 五、三○○円	
				う。と「にこ(消法律別 う。と「おの項下法】 が法い項下法】	月麦
(略)	設備士試験の実施項の規定による消防法第十七条の八第三	(略)	関する講習の実施の現定による危険物の規定による危険物法第十三条の二十三	(第二条関係)事務の区分 (第二条関係)	(等) (等) 改
(略)	験手数料 料 試	(略)	数料 業保安講習手 危険物取扱作	手数料の名称 (略) (略) お数料の名称	正前
(略)	一 用 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	(略)	四、七〇〇円	<ul><li>金</li><li>金</li><li>金</li><li>金</li><li>(略)</li><li>二</li><li>二</li><li>二</li><li>二</li><li>二</li><li>二</li><li>二</li><li>五</li><li>種</li><li>た</li><li>○</li><li>円</li><li>六</li><li>六</li><li>六</li><li>六</li><li>六</li><li>六</li><li>○</li><li>円</li><li>円</li><li>六</li><li>六</li><li>六</li><li>○</li><li>円</li><li>円</li><li>六</li><li>六</li><li>○</li><li>○</li><li>円</li><li>円</li><li>元</li><li>六</li><li>○</li><li>○</li><li>円</li><li>円</li><li>元</li><li>六</li><li>○</li><li>○</li><li>円</li><li>円</li><li>元</li><li>六</li><li>○</li><li>○</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円</li><li>円<!--</td--><td></td></li></ul>	

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第三条 次のように改正する。 行政財産の使用料に関する条例(昭和三十九年広島県条例第三十一号) の一部を

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

外径が○・○ ○・○ ○・八円 (略) (略) 七メートル以メートル (略) (略) (略) にメートル以メートル (略) (略) によートル以メートル (略) (略) によートル以メートル (略) (略) によートル以メートル (略) によートル (をはよートル (を	分     宅     地下埋設物の       土地の種類別使用料年額	合)  会に類する物件を地下埋設して使用する場のに類する物件を地下埋設して使用する場の他これ(略) は地を使用する場合の使用料 出地を使用する場合の使用料	改正後
外径が○・○○・○   ○・七円	分     生     中<	合)  合)  おおりのでは、おは、おは、おは、おは、おは、これが、できない。 おいま はいい はい	改正前

外径が一メー	満 メートル以上 ホ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ルト メートル以上 トトル以上	ル ・ ・ ・ の・ ・ の・ の・ の・ の ・ の ・ の ・ の に 。 に 。 。	ル ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	トルー・ニメートル以 未満 トルリー・ニメー	トル トル トル 大一 大一 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川 大川	トル未満
メートールー	メ〇・ト〇ルー	メ〇・ト〇ルー	メートル	メートル	メ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	メ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
九 - 円	四 · 八 円	三 · 四 円	二 二 円	一・六円	一 三 円	一 - 円	
四・六円	二 - 四 円	一 · 七 円	一 ・ 一 円	〇・八円	〇・七円	(略)	
三円	一 : : : :	〇 · 九 円	(略)	〇· 四 円	(略)	(略)	

(広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第四条 広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例 県条例第一号)の一部を次のように改正する。 (昭和五十三年広島

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

七 死後措置料	デカラ (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(略)	種 別 金	別表第四(第九条関係)手数料	改正後	
五、五〇〇円	加算した 一三、八〇〇 でごとに 一三、八〇〇 一三、八〇〇 た紹える 地 たに つき 九 九	(格)	額			
七 死後措置料	六 セカンドオ に係医師の師以するは をは係る。 ・一 と かり が が が に が い が に り い り り り り り り り り り り り り り り り り り	(略)	種別	別表第四(第九条関	改	
六、三八〇円	E○分まで一一、○○○ 円。三○分を超える場合 に、一一、○○○円に三 三○分までごとに五、五 三○分までごとに五、五 三○分までごとに五、五	(略)	金額	(係) 手数料	正前	

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)

第五条 を次のように改正する。 広島県立福山若草園設置及び管理条例 (昭和五十三年広島県条例第二号) の 一 部

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

	(略) (略)
別表第三(第七条)	(略) (略) (略) (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本
	手数前

(広島県家畜人工授精料等徴収条例の一部改正)

第六条 広島県家畜人工授精料等徴収条例(昭和二十三年広島県条例第四十三号)の一部 を次のように改正する。

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

3 (略) 第二条 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 3 (略) 3 (略)	改正後
(手数料の額等) 第二条 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 3 (略) 3 (略)	改正前

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第七条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を 次のように改正する。

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

別表 (第二条関係)    1	改正後
別表 (第二条関係)    1	改正前

備考 (略)	十七一二十 (略)	十五 (略) 一十五 遺伝子診療に関する予防的処 一十五 (略)
	(略)	理者が定める額 二八〇円以内で管 (略)
借		
備考 (略)	十七—二十 (略)	十五 (略) 一十六 遺伝子診療に関する予防的処十五 (略)

(広島県警察関係手数料条例の一部改正)

第八条 広島県警察関係手数料条例(平成十二年広島県条例第六号)の一部を次のように 改正する。

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

		)い法い項 う。と「お		
附				
則				
				_
	) い法い項下号第 う。と「おの以十	年成律す 法十(平る 律八平法	化のの探に適業領	) い法」で「 と っ。 と っ。 と
	のた定法再こに第	を配定に	を配定に	
	の再交付の再交付の再交付の再交付のままではいる。	を証する書面の交付の届出があったこと定による同条第二項による同条第二項の規	を証する書面の交付の届出があったことでによる同条第一項法第四条第三項の規	
	デ出名 るが項	量の条第三項	量の条第三項	
	書あの面の規	交こ二の付と項規	の た 第 項 校 こ 一 の 規	
	数明探 料書偵	手 出 探 出 探 報 明 報	料明 書 交付 付	
	数料 明書再交付 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 的 行 行 行 行 行	手数料出証明書交付探偵業変更届	料明書交付手数探偵業届出証	
	手証	科圖	手出数証	
		<b>⊸</b> l	=1	_
		六	二、六〇〇日	
		六〇〇円		

日から施行する。 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は令和六年五月一